

# 【公的資料の原本確認証明書】

放射線管理手帳発効機関

御中

〈注意事項〉

- ①黒枠内に運転免許証等の本人を証明する公的資料の原本を載せコピーして下さい。
- ②コピーは、原則カラーコピー（本人の顔写真が鮮明に確認できる場合は白黒可）とし、二次コピーの提出は不可とします。
- ③氏名変更があった場合には、裏面についてもコピーを行い証明書には「表面と裏面の2通の資料があります。これは表面（または裏面）です。」と記載し、更に本人の新氏名を記入して下さい。
- ④このコピーは放射線管理手帳発行時の本人確認以外には使用しません。
- ⑤本籍、被保険者等記号・番号、臓器提供意思表示欄が表示されている場合は、マスキングを施し読めないようにして下さい。
- ⑥マイナンバーカード（個人番号カード）は、本人立ち会いのもとで、表面のみコピーし裏面のコピーは厳禁とします。本人にコピーさせる場合は、コピーと原本の照合を行い、コピーが原本のコピーに相違ないことを確認して下さい。臓器提供意思表示欄をマスキングする際、マスキングを施した専用ケースに入れた状態でコピーも可とします。
- ⑦確認者は、労働安全衛生法上の事業者若しくは作業者に対して放射線管理に関わる労働安全衛生の責任を有する事業者とします。
- ⑧確認者は、申請者と原則同じとしますが、申請対象者の属する事業所内の責任者、または申請者とは別の放射線管理に関わる労働安全衛生法上の責任を有する事業者を確認者としても構いません。

〈公 的 証 明 書〉

コピーした公的資料は原本と相違ないことを証明します。

確 認 年 月 日：        年    月    日

確認者の事業者名称：

所 属 及 び 役 職：

確 認 者 氏 名：

㊞